

令和7年度

牛久市会計年度任用職員募集案内



問い合わせ先

- 一般的な応募の内容に関すること ●任用制度全般に関すること
 - ・・・人事課
- 各募集内容に関すること（申込書類の提出、業務内容、勤務条件、選考結果等）
 - ・・・各任用課

※連絡先の詳細は、別紙「任用課一覧」をご覧ください。

募集について

【任用期間】 一会計年度内、最大で令和8年3月31日までとなります。
※任用期間は、募集ごとに明記しておりますので、ご確認ください。

【募集期間】 随時募集は、募集ごとに明記しています。

【募集内容】 別紙や市ホームページでご確認ください。

申込みについて

【申込方法】 募集期間内に、必要書類を各任用課へ郵送又は持参してください。

郵送の場合：募集期間の締切日までに必着とさせていただきます。（郵送先住所は、別紙「任用課一覧」をご確認ください。）

持参の場合：窓口開庁時間内（平日の8時30分～17時15分、市役所庁舎以外の外部施設等では、土日開庁の場合もあり（事前に要確認））にご持参ください。

【申込上の注意】 同一募集回内での申込みは一種とさせていただきます。募集時期が異なる場合は、新たに応募が可能です。

【申 込 先】 希望する職の任用課（別紙「任用課一覧」のとおり）

【申込書類】

- ①牛久市会計年度任用職員申込書（指定様式）
- ②資格を証明する書類（写）（資格・免許等の要件がある募集の場合のみ）
- ③その他の指定された書類（必要がある方のみ）

【試験方法】 書類選考通過者のみ面接試験等を実施いたします。

※書類選考や試験等で不合格となった場合は通知しますが、申込時に提出いただいた書類は原則として返却いたしませんのでご了承ください。ただし、申し出により返却することもできますので、返却を希望の方は、提出した各任用課にお問い合わせください。

◆地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、申し込みできません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）牛久市において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆外国籍の方は、在留資格を確認させていただきます。

会計年度任用職員制度の概要

- ★身分は、一般職の地方公務員（非常勤職員）となり、地方公務員法に定める義務及び市の服務（例：秘密を守る義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止等）が適用されます。
- ★任用後 1 ヶ月間（勤務日数が 15 日に達するまで）は条件付任用期間となり、条件付任用期間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。（再度の任用をした場合も同じです。）
- ★任期は、一会計年度内となります。牛久市では、**任用の回数に制限はありませんが、規則に基づき、定期的に公募をいたします。**
- ★人事評価を実施します。任期ごとに客観的な能力の実証を図っていきます。
- ★一定条件のもと、期末・勤勉手当の支給対象となります。
- ★任用に係る年齢上限は設けておりません。

給与（報酬）について

★報酬額

牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づき、職種ごとに算出します。

なお、一部の職種を除き、次年度に引き続き同一職種に任用された場合は、勤務時間等に応じ、経験が加算された報酬額となります。

支給日は、下記費用弁償も併せて、月末締め翌月 15 日となります。

※募集内容に記載している報酬額は、給料表の額に地域手当に相当する額（牛久市では 11%）を含めた額となっています。

★費用弁償（交通費）を、市の規定に基づき支給します。

車・自転車・徒歩による通勤の他、公共交通機関を利用した通勤もできます。

★期末・勤勉手当

【支給対象】

- ①任用期間が 6 ヶ月以上、かつ週の所定勤務時間が 29 時間以上の方
- ②基準日の 6 月 1 日、12 月 1 日に在籍している方

【支給日】

6 月期：6 月 30 日 12 月期：12 月 25 日

【支給月数】

期末手当 6 月期：1.225 月分 12 月期：1.225 月分
（令和 6 年度現在）

勤勉手当 人事評価による成績率に応じて支給

※支給月数は、対象月の在籍期間により異なります。初年度の6月期は、最大で対象月が2ヶ月のため、0.36月分（令和6年度現在）となります。

★割増報酬（時間外勤務に係る報酬）

業務の都合上、あらかじめ割り振られた勤務時間を超える勤務については、市の規定に基づき割増報酬が支給されます。

福利厚生について

★勤務条件により、社会保険、雇用保険に加入となります。

【社会保険（健康保険（協会けんぽ）・厚生年金）の加入条件（①又は②）】

①週の所定勤務時間が29時間以上かつ任用期間が2ヶ月を超える見込みの場合

②週の所定勤務時間が20時間以上、かつ、報酬の月額が88,000円以上、任用期間が2か月以上見込まれる場合

【雇用保険の加入条件】

①週の所定勤務時間が20時間以上、かつ、任用期間が31日以上の見込みの場合

★公務災害又は労災保険が適用になります。

休暇について

★年次有給休暇：市の規定に基づき、勤務日数に応じて付与されます。1日もしくは1時間単位で取得できます。

★特別休暇：有給（忌引・結婚休暇・産前産後休暇・夏季休暇等）と無給（子の看護休暇・つわり休暇・療養休暇等）があります。また、一部の特別休暇（取得の対象とならない休暇もあります。）は、勤務日数に応じた付与日数となります。

【任用までの流れ（参考）】

